

労働契約法の改正

この号の内容

- 1 労働契約法の改正
- 2 ~交通事故~他覚所見のない痛み
- 3 事務所の近況
- 4 取扱い業務

企業では、パート、アルバイト、契約社員、嘱託社員などと呼ばれる社員がおり、これらの社員は正社員とは異なり、有期労働契約（期間の定めのある労働契約）であることが多いようです。

有期労働契約は、需要変動等の場合の弾力的な雇用調整等として活用されるかたわら、有期労働契約者としても自分の都合に応じた多様な働き方が可能とされてきました。

しかし、平成20年のリーマンショック以降、有期労働契約者に対する雇止めや期間途中の解雇が増加したことにより、有期労働契約に関する社会的関心が高まってきました。

そのため、平成24年、労働契約法が改正され、有期労働契約が強く保護されることとなりました。主な改正は、以下の3点であり、重要な改正なので十分な理解が必要です。

1 無期転換申込権の創設（18条）

同一の使用者ととの間で有期労働契約が反復更新されて5年を超える場合に、労働者が使用者に申込みをすれば、使用者が当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。

1年の有期労働契約を更新する場合には次のようになります。

無期転換ルールは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約から適用されます。したがって、平成25年3月31日以前を契約日の初日とする有期労働契約は、通算契約期間に通算されません。

無期転換申込権を行使した労働者は、直ちに、正社員化するわけではありませんので、正社員とは別の就業規則を整備しておく必要があります。

2 「雇止め法理」の法定化（19条）

有期労働契約は、当事者が合意の上で更新しない限り契約期間の満了によって終了するのが原則であり、使用者は、契約更新を拒否することができるはずで（雇止め）。しかし、判例法理により、①「期間の定めのない契約と実質的に事ならない状態」にある場合、②「契約が更新されること（雇用の継続）に対する労働者の合理的な期待がある」場合には、解雇権濫用法理が類推適用され、雇止めは制限されてきました。

今般の労働契約法の改正により、この雇止め法理が明文化されたのです。

雇止め法理（19条）は平成24年8月10日から施行されています。

3 期間の定めのあることによる不合理な労働条件の禁止（20条）

有期契約労働者の労働条件と無期契約労働者の労働条件が相違する場合において、期間の定めがあることによる不合理な労働条件が禁止されました。

ただし、労働条件の相違があれば直ちに不合理とされるのではなく、①労働者の業務の内容および当該業務に伴う責任の程度、②当該職務の内容および配置の変更の範囲、③その他の事情が考慮されます。

（弁護士 井上元）



～交通事故～他覚所見のない痛み

交通事故の際に生じることが多い外傷性頸部・腰部症候群（むち打ち症）や、その他の部位の痛みが引かないといった症状で、MRI や CT などの画像上異常が見られなく、被害者本人の訴えのみということがあります。これらの症状は、臨床的には病態が明らかになっていないことや、原因等も医学的に解明されているとは言い難いことから、後遺障害の認定などで争いになることが多いです。

他覚所見のない痛み

1 交通事故からしばらくたっての痛み

外傷性頸部・腰部症候群では、交通事故直後に痛み等が出るのではなく、数日後に症状が出る場合があります。痛みの原因について、椎間関節の靭帯損傷、関節包損傷等の器質的損傷が発生しているという考え方からは、痛みは事故直後に生じるはずだとされ、現実には生じている痛みが、交通事故によるものが争われることがあります。

受傷後、しばらく経ってからの痛みが出る理由について、椎間関節内に介在する滑膜組織に滑膜炎が惹起されるとの説などもありますが、いまだ医学的に解明されているとは言えない状態です。

2 他覚所見がない場合の後遺障害の認定

他覚所見がない場合でも、治療経過、治療頻度、通院期間、通院実日数など、一貫して痛みが継続していることなどの事情を基礎として、後遺障害が認められることがあります。

東京地裁平成 16 年 10 月 25 日判決の事案（交民 37 巻 5 号 1449 頁）では、通院期間が 158 日ですが、頸部挫傷後の頭痛、左上肢のシビレ感等頸部由来の症状について、提出の頸椎 XP 画像上外傷性異常所見は認められないが、治療経過、症状経過等から当初より出現した自覚症状が継続しているものと捉えられるとして、自賠責及び裁判所の認定は 14 級とされています。

但し、この東京地裁判決は、1 年 3 ヶ月後の症状固定時期を 5 ヶ月に制限し、治療費の一部を損害と認めず、被害者負担にしており、安易に長く通院すればいいと考えるのは注意が必要です。

その他にも、自賠責では非該当になったにもかかわらず、東京地裁平成 15 年 1 月 28 日判決（交民 36 巻 1 号 152 頁）等、受傷後から一貫して痛みを訴えていること、受傷時の状態や治療の経過から、意図的に誇張された訴えではないとして裁判では後遺障害が認められる例もあります。

3 整骨院の治療

整骨院での治療は、必要かつ相当であれば、交通事故による損害と認められますが、この整骨院での治療が後遺障害の認定の際に一つの肯定要素として扱われることがあります。病院への通院の場合、通院期間・通院頻度が



高くなれば傷害慰謝料が高くなるので、詐病を疑われることもあります。これに対し、病院に通院しながら、整骨院への通院の場合、整骨院での治療を多く行ったとしても、傷害慰謝料額に大きな影響はありませんので、整骨院にそれだけ長く頻繁に通っていることは、痛みが残存しているのであろうという考え方から、他覚所見がなくても、後遺障害が肯定されやすいです。

(弁護士 中村友彦)

事務所の近況

大阪歴史博物館で行われている「幽霊・妖怪画大全集」を観に行ってきました。これがとってもおもしろかったです。

江戸時代の墨絵や歌舞伎の浮世絵などもあり、絵も伊藤若冲や歌川広重、円山応挙など豪華なメンバーでした。絵の1つ1つにコメントがついているのですが、このコメントがまたユーモア溢れる一言で更に絵を楽しめます。四谷怪談など有名な幽霊や妖怪だけでなく、当時の社会情勢を妖怪になぞらえて風刺した絵などもありました。

博物館のあとは「花より団子」ということで、最近人気のパンケーキを食べに行きました。テレビでも取り上げられたことのあるお店で、お昼に行ったら結構並んでいました。

色々な種類がありましたが、イチゴのパンケーキを選びました。このパンケーキが結構おいしかったのです。一見量が少ない感じですが、食べるとボリュームもありお腹いっぱいになりました。甘くて美味しくって幸せな気持ちになりましたが、お昼ご飯というよりおやつに食べるべきだったなあとちょっと悔んでいます。次はお茶を飲みながら、のんびりとおやつに食べたいです。

(大阪歴史博物館の「幽霊・妖怪画大全集」は6月9日で終了しました)

(事務局・鈴木)



少し前になりますが、文楽4月公演を鑑賞してきました。

興味はあるものの、何となく敷居が高いというか・高度な趣味というか・軽々しく踏み込めない雰囲気がある古典芸能にはあるような気がして敬遠していましたが、「それなりにもう私も十分大人ではないか！」と母を連れて行ってきました。

人形浄瑠璃と聞けば近松門左衛門ぐらいしか出てこないし、イメージは子供の頃に見たNHKの人形劇ぐらいの薄っぺらい知識しか持ち合わせていませんでしたが、告知のパンフレットには字幕表示があると書いてあったし一応物語の予習はしたし大丈夫だろうと思っていたら、

①舞台上の人形が気になる。②人形を動かしている人(1つの人形に3人もいる)が気になる。③舞台の上の字幕表示が気になる。④太夫の節回しはもちろん様子が気になる。⑤三味線の音が気になるし指先も見たい。と、大変忙しい。しまいには難しい言い回しも何となく意味が分かるようになっていくし、人形が人形じゃなくて人間に見えてくるし、人形を動かしているはずの人の姿が見えなくなるという最終段階に突入。ただ単純に面白かったし、また見たいと思いました。

同じ演目が繰り返されて上演されているのは、一回で全てを楽しみきるのが不可能であるからだ実感した瞬間でした。

(事務局 今井)



取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「債権回収無料相談」の頁を設けましたのでご利用ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のことで弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

交通事故と倒産の
専門サイトを OPEN
しました!

個人の方	会社・事業者の方
<ul style="list-style-type: none"> 相続 離婚 成年後見 破産・債務整理 不動産 交通事故 金銭貸借 労働 その他 法律相談のお勧め 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法 契約書 債権の保全・回収 労働問題 不動産 倒産 その他 顧問契約 法律相談のお勧め

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪交通事故相談ネット

<http://www.o-basic-kotsujiko.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

大阪倒産・破産債務整理相談ネット

<http://www.o-basic-saimuseiri.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>

債権回収無料相談

<http://www.o-basic.net/>



OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office

〒541-0042
大阪府中央区今橋4丁目3番6号
淀屋橋NAOビル3階
弁護士井上元
TEL 06-6226-5535
FAX 06-6226-5536
URL <http://www.o-basic.net/>



「地下鉄御堂筋線及び京阪電鉄「淀屋橋」駅の10番出口から歩いて1分の至便の立地」淀屋橋odonaの南西斜め向かい